

# げんき便り

平成二十三年六月

第十七号(六月二十五日発行)



危険なのか、どのようなことが労事故につながるやすいのか、を前より考えるようになりました。

## ☆ご挨拶 ☆

徐々に夏らしい、暑い日も出てきました。昨年は猛暑でしたが、今年も暑い夏が予想されています。室内、屋外とも熱中症予防を心がけたいものです。

## ☆お知らせ②☆

七月十二日(火)、七月十八日(月)に、久喜駅西口周辺で、毎年恒例の提灯祭りが開催されます。山車の四面に約五百個の提灯を飾りつけた「提灯山車」が久喜駅西口から、商店街までを練り歩きます。

## ☆お知らせ①☆

平成二十三年十一月二日(木)に久喜市いきいき女性議会が開催されます。一日議員となつて、市長や教育長に質問ができます。見学は可能ですし、議員の募集もしています(募集期限は、六月末です)。関心のある方は、応募してみたいかがでしょうか。



笛や鉦、太鼓のお囃子にのせ、山車を回転させる様子はとても迫力があります。一見の価値ありだと思いますので、ご都合のつく方はぜひ、いらして下さい。



## ～ ちょこっとコラム～

### 「安全講習と試験」

「安全・衛生」分野に積極的に携わろうとしています。今年に入つて、衛生管理者

試験の受験対策講師もりましたが、安全衛生は範囲が広く、自身学ぶべきことがたくさんあるなあと痛感しています。安全衛生について学んだら、現場を見たり、ときには知っていることをお伝えしたりするようになってから、業種ごとに何が

発行者 〒346-0002  
埼玉県久喜市野久喜 549-1-810  
社会保険労務士まつもと事務所  
Tel 0480-25-0378  
Fax 0480-53-6432  
社会保険労務士 松本陽子

メールアドレス yoko@matsumoto5.com  
ホームページ <http://matsumoto5.com/>  
ブログ① <http://ameblo.jp/sr53/>  
(女社労士松本陽子のファイトな日々)  
ブログ② [http://blog.goo.ne.jp/zxcv\\_1971](http://blog.goo.ne.jp/zxcv_1971)  
(女社労士松本陽子の法律問答)

# 特集・労災事故と その補償の話



平成23年6月25日(土)に久喜市の男女共同参画活動の一環として「第8回 男(ひと)と女(ひと)のつどい」が開催されます。(事務所ニュース発行と同じタイミングのため、発行後のお知らせになってしまうと思いますが)。この「つどい」では、久喜市で活動している団体や個人が展示やワークショップを行い、日頃の活動を発表します。私も労災事故と労災保険について、展示で発表予定です。今回はその展示物の一部を事務所ニュースにも掲載しました。

## 労災保険とは？

労働基準法では、労働者が仕事でケガや病気になった場合に、その治療代やケガで働けない間の所得補償、障害が残った場合の補償、その労働者が亡くなってしまった場合の遺族への補償について、使用者がその責任を負うと定められています。しかし、会社にそれらの補償をすべて負わせたままでは、補償が遅れたり、支払えないケースも出てきます。被災労働者への公平かつ迅速な対応をするために、労災保険という保険制度にして、保険料は事業主が負担し、労災事故があったときは、事業主に代わって、国の労災保険制度から、各種の補償が行われるしくみになっています。

## 労災保険の給付を受けるための手続は？

作中や通勤途中の負傷について、その災害時の状況や診察を担当した医師の証明を記載した書類を労働基準監督署に提出します。労働基準監督署がその書類等で、労働災害にあたるかどうかを判断し、認定していきます。判断するのは労働基準監督署です。労災保険の給付が出るか出ないか迷うようなケースは、まずは労働基準監督署に申請してみる事が大切です。(3 ページに続きます)



いじばの花束

下手のほうがいいんだ。  
笑い出すほど不器用だっ  
たら、それはかえって楽  
しいじゃないか。

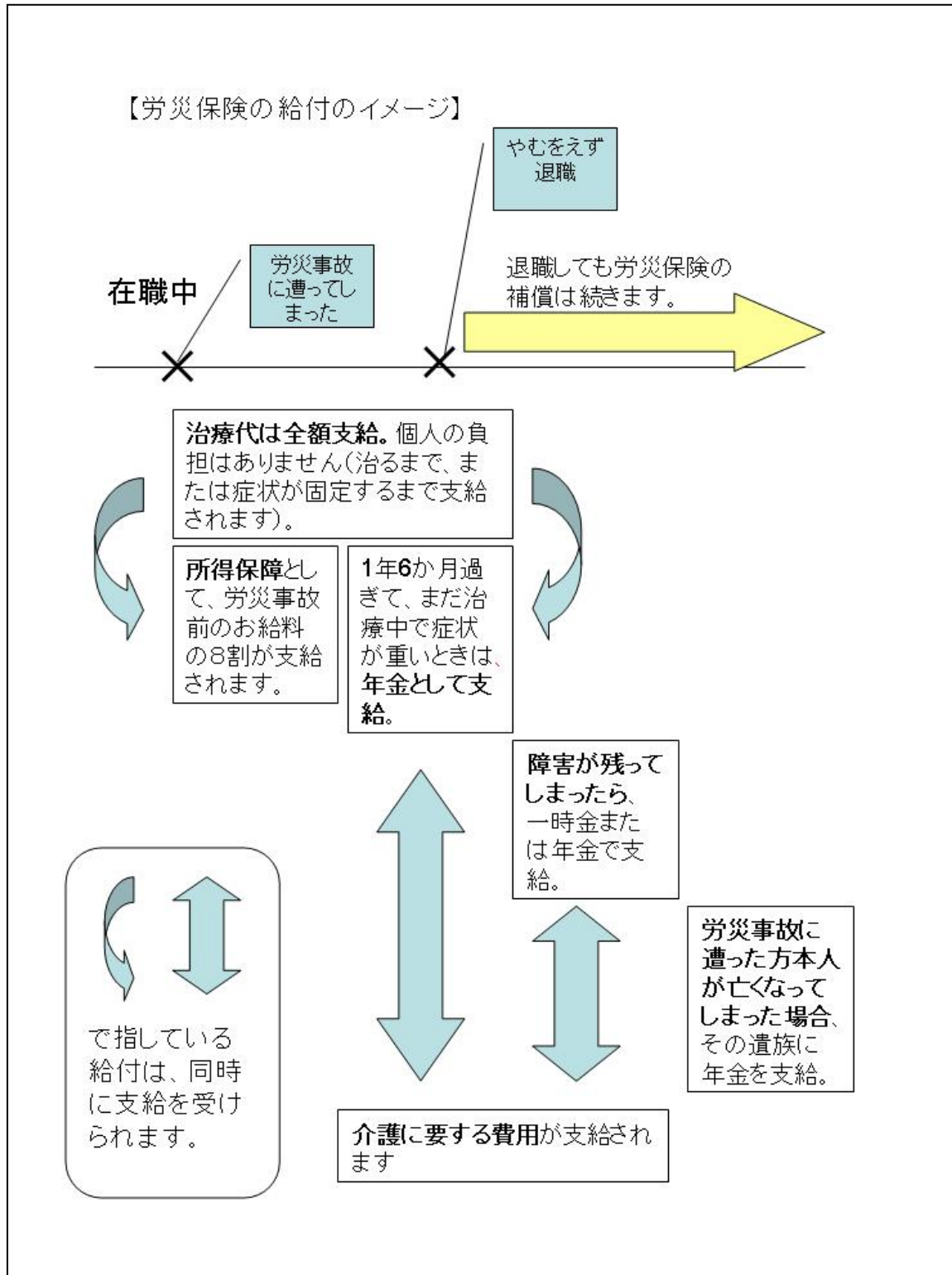
『壁を破る言葉』

著者 岡本太郎」より抜粋

五月に「生誕百年岡本太郎展」を観てきました。原色がふんだんに使われた絵画が取り囲む空間はなぜか心地よく、それは岡本太郎氏が生き生きと創作活動をしていたことが絵を通して伝わってきたからかもしれせん。ミュージアムショップで購入した右記の本には、既成概念を打ち破ってきた彼らしい力強い言葉が並んでいました。そしてその中で、楽しい雰囲気という言葉があったので、紹介させていただきます。

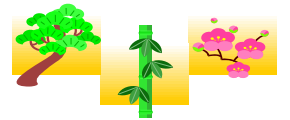
## 労災保険の給付のイメージ

労災保険の給付のイメージを図にまとめてみました。労災保険の給付は手厚く、労災事故が発生してしまったときは、事業主、労働者ともに役立つ制度です。





# 働く人の法律問答



…取引先を手伝っているときのケガ、労災保険、出る、出ない?…

**マツ社労士はタケ社長から、こんな質問を受けました。**

**タケ社長** : 従業員が仕事や通勤の途中にケガをした場合は、マツ社労士さんに労災の書類を作ってもらい、労災保険から治療代や休業して給与が出ない間の給付の支給申請をしてもらっています。仕事かどうかの判断が難しいケースもあるようですが、例えばうちの従業員がお得意さんに頼まれて、店舗の商品の陳列作業を手伝っている途中にケガした、という場合はどうなるんだい?

**マツ社労士** : 労災保険が支給されるためには、工作中に、仕事が原因で負傷した、ということが条件です。やや専門的な言葉になりますが、従業員の方が「タケ社長との労働契約に基づき、タケ社長の支配下にあることに伴う危険が具体的に現れてしまった」場合に、仕事上の負傷とされます。タケ社長が、業務命令として、その陳列作業を手伝うように言っていた場合は、仕事上の負傷にあたります。

**タケ社長** : 私が、取引先の陳列作業を手伝うように指示を出していなかった場合は、ケガしても労災事故と認めてもらえず、給付もおりないということかい?

**マツ社労士** : かならずしもそうとはいえません。「業務命令を出していなかった場合」ですが、取引先で行った作業がタケ社長の従業員の「担当業務として必要な行動だったかどうか」や「仕事に関連して突発的な事情によって臨機応変に対応した場合は、それが必要だったのか、合理的だったか」等の視点から、総合的に判断されます。タケ社長の従業員が、取引先の求めに応じて、陳列作業を行うことが日頃から行われているなら、タケ社長が業務命令を出していなかったとしても、業務命令があったという扱いになるでしょう。

**タケ社長** : 仕事を進めて行く上で、必要だったかどうかということですね。実態を見て、労災認定していくんですね。労災事故はないに越したことはありませんが、万が一起きてしまったときは、これまでどおり早めに連絡しますね。

## 編集後記



まだ全く理解できていないのですが、茶道の良さを味わったひとときでした。

先日、地元の女性の社会保険労務士の方に、茶道の稽古をつけていただきました。その方は、長いこと、茶道を学ばれていました。

私自身は、茶道は高校生のときに、クラブ活動程度にやっただくらい。茶道をたしなむというよりは、そのときに添えられる和菓子を買に行ったり、食べるのが楽しみです。久しぶりの茶道では、茶道における所作を目で追うこと、覚えることに集中し、雑念が一切無くなったのが不思議でした。「茶の道」は